

建築物のLCAの実施によるLCCO2削減の推進(GX)と建築BIMの普及拡大による生産性向上の推進(DX)を一体的・総合的に支援し、取組を加速化させることを目的として、「建築GX・DX推進事業」を創設する。

# ● 補助要件

#### <BIM活用型>

- 次の要件に該当する建築物であること。▶耐火/準耐火建築物等 ▶省エネ基準適合
- 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援する こと
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち 大規模な新築プロジェクトにあっては、業務の効率化又は高度化に 資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

## <LCA実施型>

- LCA算定結果を国土交通省等に報告すること(報告内容をデータ ベース化の上、国土交通省等において毎年度公表)
- 国土交通省等による調査に協力すること
  - ※ BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合は、BIM活用型、LCA 実施型のいずれの要件も満たすこと。

## ● 補助額等

#### <BIM活用型>

• 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の 1/2を補助(延べ面積に応じて補助限度額を設定)

#### <LCA実施型>

- LCAの実施に要する費用について、上限額以内で定額補助 BIMモデルを作成せずにLCAを行った場合:650万円/件 BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合:500万円/件
  - ※ LCA算定に必要なCO2原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算

